

愛媛労働局発表
令和5年3月29日

愛媛労働局職業安定部職業対策課
担当 課長 堀尾 寿之
課長補佐 中川由美子
電話(089)987-6370
(089)941-2940

雇用調整助成金等を不正に受給した事業所名の公表について

今般、下記の事業主について、雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認され、支給決定の取消し及び不支給決定を行いましたので、公表します。

事業主	名称	KAGURAYA 村上一志
	代表者氏名	村上一志
事業所	名称	KAGURAYA 村上一志
	所在地	廃業により所在地なし
	事業の概要	飲食業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金
	金額 (返還状況)	雇用調整助成金1,555,200円 緊急雇用安定助成金6,353,255円 (全額返還済み)
	支給決定等 取消年月日	令和5年3月2日
	内容	実際には、休業手当を支給していないにもかかわらず、休業手当を支給したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。